

アマチュア転向・復帰規定

(目的)

第1条 この規定は「資格審査委員会規則」第2条における処理事項においてプロスポーツ競技の資格を取得した者のアマチュアボクシング競技への転向または復帰を承認するための具体的な基準を定める。

(復帰承認基準)

第2条 日本ボクシングコミッション（以下JBCと称する）或いは他のプロスポーツ競技団体に何らかの資格を取得した者がその資格を放棄し6か月以上経過していること。

(引退の証明)

第3条 JBCが定める「引退証明書」を提出する。

他のプロスポーツ競技団体の資格を取得した者は別に定める「プロスポーツ団体引退証明書」を提出する。

資格を取得したプロスポーツ競技団体が既に解散している場合は当該団体が解散していること具体的に証明出来る資料等を提出することにより引退証明書等に代えることが出来る。

(アマチュア復帰承認)

第4条 3条に定めた引退証明書等の書式・資料を資格審査委員会にて調査し転向・復帰が妥当と判断された者には「アマチュアボクシング転向・復帰承認書」を交付する。

(承認取消)

第5条 アマチュア転向または復帰の承認を得た者が後にプロスポーツ団体の何らかの資格を取得した場合はアマチュア転向・復帰の承認が取消となり再度のアマチュア転向復帰は如何なる場合も認められない。

(変更)

第6条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

1 この規定は2019年5月19日から施行する。

2 この規定は2019年6月28日から改訂施行する。